事務事業	71 都市マスタープランの改定							
章	3 安全で快適な、みどりのあるまち							
大項目	01 計画的なまちづくりの展開							
施策	01 適切な都市構造の実現							
	事業内容							
目的	平成8年に都市マスタープランを策定し、10年が経過しました。策定後の社会状況の変化や都市基盤整備の進捗状況等によって、区のまちづくりに新たな課題が生じています。これらの課題に対応するとともに、区民の一層の参画を得て、協働でまちづくりを進めるため、平成19年度に新宿区都市マスタープランを改定します。							
対象・手段	新宿区民会議の提言書及び地区協議会の意見書の内容を尊重して作成された都市計画審議会の答申を踏まえ、改定都市マスタープランの素案を作成していきます。素案作成後には、パブリックコメントや説明会等により区民等の意見を聴取するなどし、区民等の参画を得て計画づくりを進めます。また、同時期に見直しを行う区の基本計画と一体の総合的な計画の作成を目指します。							

成果(事業が意図する成果)

平成19年度に都市マスタープランを改定し、建築・都市開発の適切な誘導、調和のとれたまちづくりを 進め、持続可能な歩きたくなるまち新宿の実現を目指していきます。また、都市マスタープランと基本計画 の総合化を図り、区のまちづくりの総合的な計画として、区民等に分かりやすいものとしていきます。

事業成果指標													
指標名					定義				目標水準				
区民の意見収集ための会議等の開催					民会議及	及び地区協議会で	作成するため、 ご「まちづくりの 区民音貝の収集	方	(平成1	9)	年度に	
区氏の息光収条だめの云磁寺の開催					針」を検討しています。区民意見の収集、 反映の度合を表すものとして、会議等の開 催回数を指標にします。				(100回)		の水準達成	
≠ ±±						都市計画審議会等に諮り、意見を求める回			(平成19)		年度に	
有識者からの意見聴取 					数を指標にします。				(10回)		の水準達成	
									()	年度に	
									()	の水準達成	
	成果の達成状況												
	単 位 平成1			15年度	平成16年度	平成17年度	平	平成18年度		備	考		
	目標値1		回		0.00	0.00	100.00		1			第3分科会)を 【協議会121回開	
	実績 1 回		0.00	0.00	82.00		1	44.00	催しました。				
事	= /		%		0.00	0.00	82.00		1	44.00			
業成	業 目標値 2 回				0.00	0.00	0.00	.00 10.00			都市計画審議会及び審議 会を8回、都市計画審議会		
				0.00	0.00	0.00				のもとに設置した都市マ スタープラン検討部会を			
指 = / %				0.00	0.00	0.00		1.		り 4 回開催しました。			
135	目標値3				0.00	0.00	0.00			0.00]		
	実績 3				0.00	0.00	0.00			0.00)		
	= /		%		0.00	0.00	0.00			0.00			
						事業の実施内容							
4	区民会議では「部門別のまちづくり方針」についての提言、地区協議会では「地域別のまちづくり方 平成17年度 針」についての意見書の検討が重ねられています。 区民会議においては、平成18年2月に中間まとめが発表されました。												
平	平成 1 8 年 6 月には区民会議が提言書を、8 月には各地区協議会が意見書をまとめ、提出を受けました。7 月には都市計画審議会に「都市マスタープランの改定について」諮問し、提言書及び意見書の内容を尊重して審議が進められました。都市計画審議会では、基本計画と都市マスタープランとが一体となった答申としてまとめられ、平成 1 9 年 2 月に答申を受けました。												

	部名称		都市	計画部	課名	吕称	都市計画	画課	
			単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備	考
	事業費		千円	0	0	7,024	7,066		
	人件費		千円	0	0	16,676	16,560		
7-	事務費		千円	0	0	84	234		
タル	減価償却費等		千円	0	0	0	0		
ルコ	総計 = +	+ +	千円	0	0	23,784	23,860		
スト	受益者負担		千円	0	0	0	0		
	純計 = -		千円	0	0	23,784	23,860		
	受益者負担率	/	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財	一般財源 =	-	T.III	0	0	23,784	23,860		
源内	特定財源		千円	0	0	0	0		
訳	一般財源投入	率 /	%	0.00	0.00	100.00	100.00		
	常勤職員		1	0.00	0.00	2.00	2.00		
職員	非常勤職員		人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	三巻に関する検討護師								

事業に関する検討課題

都市マスタープランの改定にあたっては、区民会議の提言や地区協議会の意見書を尊重し、同時期に見直 しを行う区の基本構想や基本計画との連携を密にし、一体の総合的な計画としていく必要があります。 さらに、東京都の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や既存の都市計画、近隣区の都市マスタープ ラン等との整合性を図ることが課題です。

評	達成度	3	区民会議の提言書、地区協議会の意見書の内容を尊重して、都市計画審議会で都市マスタープランについて審議が進められ、平成19年2月に答申を受けました。計画どおりの進捗です。				
価 3 準・	効率性	3	社会状況の変化等により、まちづくりに新たな課題が生じています。これらの課題に 対応した都市マスタープランに改定することで、効率的に建築・都市開発を誘導するこ とができます。				
に基づく評価。2・1』の35	実施の成果	3	区民会議では提言書、地区協議会では意見書が取りまとめられ、提出を受けました。 また、平成19年2月には、都市計画審議会から、基本計画との一体となった都市マス タープランの答申を受けるなど、目標以上の成果をあげました。				
	行政の関与	3	都市マスタープランは、都市計画法に基づく法定計画であるため、区が作成する必要 があります。				
世界の	妥当性	3	都市計画法では、都市マスタープランを定めるときは、住民の意見を反映させるため の措置を講じることとされています。区民会議や地区協議会の意見を尊重して、計画づ くりを進めており、先進的な住民参画の取組みを行っているといえます。				
です。	施策寄与度	2	都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であり、計画的なまちづくりを展開していくために重要です。現状に即した都市マスタープランに改定することで、効率的に区における建築・都市開発を誘導し、居住環境の向上等に寄与することができます。				
	都市マスタープランは、都市計画法に基づいて、区が定める法定計画で、建築・都市開						

発の適切な誘導、調和のとれたまちづくりを進めるために重要な計画です。平成18年に**【** は、区民会議及び地区協議会において「区全域及び地区ごとのまちづくりの方針」が提言過年度評価 書及び意見書としてまとめられ、提出を受けました。区民会議等により、計画づくりの初 期段階から住民の参画を得て、都市マスタープランを検討することは、極めて先進的な取 組みであると考えます。また、平成19年2月の都市計画審議会の答申は、基本構想審議 会と連携を密にとり、基本計画と都市マスタープランとの総合化を図るなど目標以上の大 きな成果をあげました。

17年度 B

16年度 15年度 14年度

方向性

革方針

同時期に見直しを行う区の基本構想や基本計画と一体の総合的な計画づくりを進めてい きます。

> 現状のまま 継続